

農地の適正管理のお願い

農地は、食の生産基盤であり、また、環境の保全などの多面的な機能を有しております。地域の貴重な財産であります。

しかし、近年耕作者の高齢化に伴い、耕作を依頼する方や不耕作になる農地が増えてきております。



耕作されないと雑草や雑木などが繁茂し、病害虫の発生源となり、周辺農地や近隣住民の方に大変迷惑を及ぼすこととなります。
(最近、遊休農地における草刈依頼の苦情が非常に多くなっています。)

農地を遊休化させると、再び耕作可能な農地に戻すことは、大変な労力と作業時間が必要となりますので、農地の所有者は、耕起や草刈り等を行い適正な農地管理をお願いいたします。

農業用水路（小用水路・排水路）の管理について

小用水路や排水施設の維持管理（草刈り、泥上げ）については、田の所有者又は耕作者（借人）のみなさまのご協力により、維持管理されております。利用するみなさまが、より良い環境の中で利用できるよう、適切な維持管理にご協力ください。

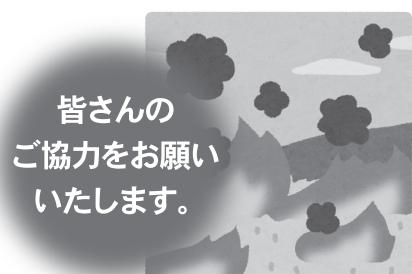
年に1回、秋から冬にたまつた枯葉や沈殿した土砂を取り除き、田を清流で潤しましょう。



農地での焼却には十分な注意をお願いします

近年、農地での作業に伴う焼却による煙や、悪臭に対する苦情が多く寄せられています。

特に住宅地周辺では、煙などによる体調不良や洗濯物などへ影響を与えることもあります。できるだけ堆肥化したり鋤き込みするなり対処しましょう。



取手市農業公社からのお知らせ

（一財）取手市農業公社では、来春（令和7年）の代かき、田植えを請け負いますので、どうぞご利用ください。

申込締切 令和6年7月31日（水）

請負時期：5月連休後

料金（10a）：代かき 8,580円（税込）

田植え 9,350円（税込）※苗代は含みません
なお、圃場の状況により、お断りすることもございます。

【お問い合わせ先】取手市農業公社（取手市役所 藤代庁舎1階）

☎ 74-2141（代）内線2170・2110

